#### 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約第14条第2項の規定 に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務 局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1)協議会の会議に関すること。
  - (2)協議会の協議資料の作成に関すること。
  - (3)協議会の庶務に関すること。
  - (4)その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

- 第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及び計画班を置く。
- 2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

- 第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を総括する。
- 2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
  - (1)事務局内の連絡調整
  - (2)事務局長の職務の補佐
  - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
  - (4)班相互間の連絡及び調整
- 3 班長は、上司の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
  - (1)班に属する職員の指揮監督
  - (2)分掌する事務の管理
- 4 職員は、上司の指揮監督を受け、事務に従事する。

(決裁)

- 第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。
  - (1)協議会の運営に関する基本方針の決定
  - (2)協議会に提案する議案の決定
  - (3)協議会の予算及び決算
  - (4)規程及び要領等の制定改廃
  - (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

## (専決事項)

- 第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
  - (1)1件200万円以下の物品の購入その他契約の締結に関すること。
  - (2) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
  - (3) 西条市、東予市、丹原町及び小松町との連絡調整に関すること。
  - (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
  - (5)職員の出張命令等に関すること。
  - (6) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

- 第8条 会長が不在のときは、あらかじめ定めた会長の職務を代理する副会長が代決する。
- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長の中からあらかじめ事務局長が指名した事務局次 長が代決する。

(公印の取扱い)

- 第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。
- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市町の例による。

(給与等)

- 第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する市町の負担とする。
- 2 職員の旅費については、西条市の例により協議会が支給する。

## (雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

### 別表第1(第3条関係)

区分	分 掌 事 務				
総務班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併にかかわる資料の編纂に関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等支給に関すること。 7 合併の方式及び期日に関すること。 8 新市の名称、事務所の位置に関すること。 9 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 1 0 特別職の職員、一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 1 組織及び機構に関すること。 1 2 一部事務組合等の取扱いに関すること。 1 3 国、愛媛県との連絡調整に関すること。 1 4 協議会だより、ホームページに関すること。 1 5 その他他の班に属さないこと。				
調整班	1 財産の取扱いに関すること。 2 地方税の取扱いに関すること。 3 条例、規則等の取扱いに関すること。 4 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 5 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 6 町・字名の取扱いに関すること。 7 公共的団体の取扱いに関すること。 8 慣行の取扱いに関すること。 9 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 1 介護保険事業の取扱いに関すること。 1 消防団の取扱いに関すること。 1 2 各種事務事業の取扱いに関すること。				

計 画 班

- 1 新市建設計画に関すること。
- 2 行財政現況調査に関すること。
- 3 財政計画に関すること。
- 4 予算編成に関すること。

# 別表第2(第9条関係)

1 名称	西条市・東予市・丹原町・ 小松町合併協議会の印	西条市・東予市・丹原町・ 小松町合併協議会会長の印	西条市・東予市・丹原町・小 松町合併協議会事務局長の印
2 ひな形	合併協議 会之印 四条市・東予市	会 保 協 議 会 印 市	事務局長之印 一 一 票 予 市
3 寸法	24 mm × 24 mm	21 mm×21 mm	18 mm × 18 mm
4書体	てん書体	てん書体	てん書体
5 用途	対外全般	対外全般	対外全般